

請 求 人 様

大阪府監査委員	和 田 秋 夫
同	赤 木 明 夫
同	清 水 涼 子
同	藤 原 敏 司
同	大 西 寛 文

住民監査請求について（通知）

平成26年10月24日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1 請求の趣旨

・誰が

社会援護課地域福祉推進室 遺家族等援護事業 担当者 様

・いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか

平成26年度当初予算（政策的経費）遺家族等援護事業

居住者退去に伴う空き家の撤去工事費 20,600千円要求額通り査定され、年度内に工事を執行すると言っている。（交渉記録ご参照下さい。）

・その行為はどのような理由で違法又不当か

木造建物撤去工事費一坪30千円が一般的な相場と言われている、該当する家屋は1戸14坪42、0千円になり、該当する建物は8軒42、0千円×8で3,360千円になります。

大阪府公式サイトでは20,060千円となっており差額16,700千円の過方的使途の不透明性が強い為。府民の財産・税金の有効活用と矛盾する。

・その行為の結果、どのような損害が大阪府に生じるか

府民の税金16,700千円が違法に使用され府民の税金に損害が生じる。

このような過大な予算（一般の相場坪3万円に対し18万円は府）が要求通り査定されることに府の関係者と工事業者の不透明な関係を感じ府民の府に対する信頼を失わせる。

- ・ どのような措置を請求するか

居住者退去に伴う空き家の撤去工事20,600千円を加算査され決定された根拠、担当者氏名、工事業者名称、住所、代表者名
本体工事請負業者選定の方式を詳細に説明して頂きたい。』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

法第242条第1項の規定に基づく請求（以下「住民監査請求」という。）を行うためには、同条項の要件を満たしている必要がある。

- 2 住民監査請求において、請求の対象とする行為又は事実は、法第242条第1項に規定する「公金の支出」、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」、「公金の賦課又は徴収を怠る事実」、「財産の管理を怠る事実」（以下「財務会計行為等」という。）のいずれかに該当していなければならない。

予算については、その査定及び議会の議決がなされたとしても、それだけでは法第242条第1項の請求を行うことはできないものであり、(1)支出負担行為(支出の原因となるべき契約その他の行為)、(2)支出命令、(3)支出(狭義の支出)のように執行機関の具体的な行為が行われる段階になってはじめて財務会計行為等に該当し、住民監査請求の対象となるものである。

本件請求において、請求人は、一般的相場(30千円/坪)により計算した撤去工事費を上回る金額で当初予算が査定されたことを請求の対象としているが、上記のとおり、予算査定は法第242条第1項に定める財務会計行為等には該当しない。

また、請求人は、撤去工事費として予算計上された金額が一般的相場と比較して高額であると主張するのみであり、違法又は不当である根拠を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。